

# 第 11 次

## 伊豆市交通安全計画



令和3年 10 月 27 日

伊豆市交通安全対策会議

## ま え が き

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定された。これに基づき、46年度以降、10次にわたる交通安全計画を作成し、関係機関・団体等が一体となって各般にわたる陸上交通の安全対策を強力に実施してきた。

第10次伊豆市交通安全計画においては、こうした交通安全対策の効果が表れ、計画における平成28年以降の目標を達成した。特に、道路交通事故件数、負傷者数ともに毎年減少を続け、また、平成28年及び令和2年には死者数0人を達成した。これは、関係機関・団体のみならず市民を挙げた長年にわたる努力の成果であると考えられる。

しかしながら、未だに道路交通事故による県内死傷者数が4万人を超え、道路交通事故件数は依然として高い状態で推移しており、事故そのものを減少させることが求められているとともに、高齢社会の進展に伴う高齢歩行者の事故や高齢ドライバーが引き起こす事故は年々増加しており、的確な施策を講じる必要がある。

また、鉄道交通においては、大量・高速輸送システムという性格上、一たび事故が発生した場合には重大な事故となるおそれが常にある。

さらに、大規模地震発生時等における道路交通の混乱などは、市民生活にも重大な影響をもたらすおそれがある。

言うまでもなく、交通事故の防止は、関係機関・団体だけでなく、市民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していかななければならない。この交通安全計画は、交通安全対策基本法第26条第1項の規定により県の作成する交通安全基本計画に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間に講ずべき、伊豆市の区域内における陸上交通の安全に関する施策の大綱を定めたものである。この交通安全計画に基づき、関係機関及び団体との緊密な連携を図り、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施するものとする。

# 目 次

計画の基本理念	1
第1章 道路交通の安全	5
第1節 道路交通事故のない社会を目指して	5
第2節 道路交通の安全についての目標	7
I 道路交通事故の現状	7
II 第11次静岡県交通安全計画における目標	7
第3節 道路交通の安全についての対策	8
I 今後の道路交通安全対策を考える視点	8
<重視すべき視点>	
(1) 高齢者及び子供の安全確保	8
(2) 歩行者及び自転車の安全確保	9
(3) 生活道路における安全確保	10
(4) 先端技術の活用推進	10
(5) 地域が一体となった交通安全対策の推進	10
II 講じようとする施策	11
1 道路交通環境の整備	11
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	11
(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	12
(3) 幹線道路における交通安全対策の推進	12
(4) 交通安全施設等の整備事業の推進	12
(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実	12
(6) 歩行空間のユニバーサルデザイン化	13
(7) 無電柱化の推進	13
(8) 効果的な交通規制の推進	13
(9) 自転車利用環境の総合的整備	13
(10) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	14
(11) 道路照明のLED化の推進	14
(12) バス停の安全確保対策について	14
2 交通安全思想の普及徹底	15
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	16
(2) 効果的な交通安全教育の推進	18
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	19
(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	21
(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	22
3 安全運転の確保	22
(1) 運転者教育等の充実	22

4	被害者支援の充実と推進	23
(1)	交通事故被害者支援の充実強化	23
第2章	踏切道における交通の安全	24
第1節	踏切事故のない社会を目指して	24
I	踏切事故の状況等	24
1	踏切事故の状況	24
2	近年の踏切事故の特徴	24
II	第11次静岡県交通安全計画における目標	24
第2節	踏切道における交通の安全についての対策	25
I	今後の踏切道における交通安全対策を考える視点	25
II	講じようとする施策	25
1	踏切道の立体交差化、構造の改良及び 歩行者等立体横断施設の整備の促進	25
2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	25
3	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	25
第3章	大規模地震に備えての交通安全	26
第1節	基本方針	26
1	南海トラフ地震臨時情報等発表時	26
2	地震発生時	26
第2節	講じようとする施策	26
1	臨時情報発表時	26
2	地震発生時	26
(1)	緊急交通路の確保	26
(2)	道路交通情報の提供	26
3	平時における措置	26
(1)	緊急通行車両の事前届出の推進	26
(2)	交通安全施設の整備	26
(3)	交通総量抑制対策の推進	26
(4)	信号機電源付加装置の整備	27
(5)	臨時情報発表時及び地震発生時における 自動車運転者の執るべき措置の周知徹底	27
4	その他の交通安全対策	27
(1)	既存の道路橋の耐震補強等	27
(2)	既存の鉄道構造物の耐震	27
(3)	沿道建築物の耐震化の促進	27